

テーマ③ 『情報共有支援』 に関する報告

医療と介護の相互理解に向けた取り組み

平野区在宅医療・介護連携相談支援室
(受託法人：平野区医師会)

平野区の取り組み

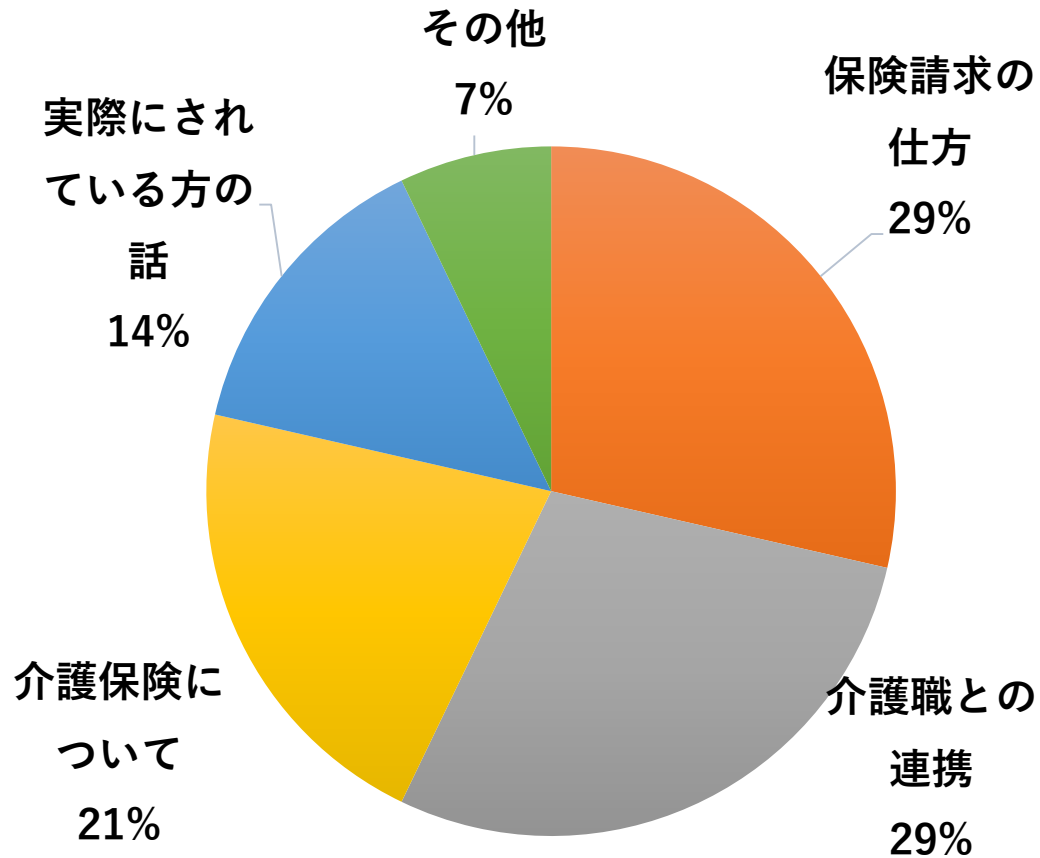
情報収集と課題抽出のために医師へ
アンケートを実施

(内容)

- ・在宅医療実施機関の情報収集
- ・在宅医療について知りたいこと（在宅医療未実施機関へ）
- ・平野区における在宅医療・介護連携で
 - ☆困ったこと
 - ☆日頃感じていること
 - ☆充実してほしいこと

アンケート結果より

在宅医療について知りたいこと



①**在宅医療**への興味はあるけど、保険請求の仕方などわからないことがある。

②**介護側との連携**の図り方がわからない、充実してほしい。

③**相互理解**ができていない。

④介護側で、不確かな医療知識を患者に与え不都合を感じることがある

⑤在宅患者の急変時の受入先が見つかりにくいことがある。

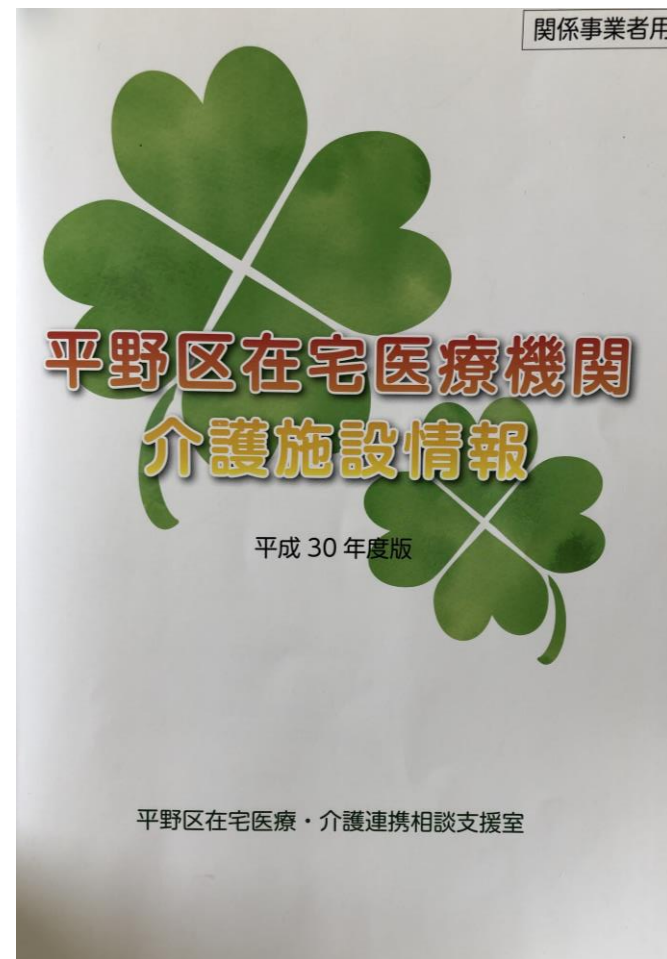
医療機関向け 在宅医療 診療報酬勉強会開催

在宅医療点数の特徴

- 往診、訪問診療などは出来高で算定する
- 在宅時医学総合管理料は投薬と処置の一部を包括している
- 施設基準を満たし届出を行う必要がある点数が多い
- 在宅療養支援診療所の届出状況によって算定できる点数が変わる
- 在宅療養計画書、在宅患者訪問診療料の患者の同意書など文書作成も多く規定されている

平野区 在宅医療機関 介護施設情報冊子を作成

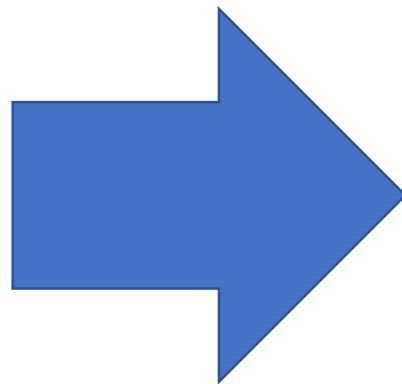
- 在宅医療実施医療機関
- 平野区歯科医師会
在宅歯科ケアステーション
- 平野区薬剤師会
- 訪問看護ステーション
- 特別養護老人ホーム
- グループホーム
- 老人保健施設



「介護関係者」へ訪問や意見交換等の連携の中から得た課題

コーディネーターが介護側と連携したこと

各事業所訪問
関係機関の会議や研修
会へ参加



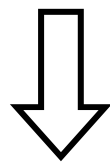
課題

医師と話す機会がない

困りごとを伝える方法

出た課題に対する解決策は？

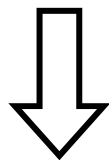
① 医師との交流の場



ケアマネジャーと
医師との座談会を
開催

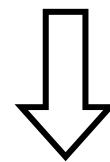


② 困り事を伝える
方法



常時、困りごとがあ
れば相談支援室が窓
口となり、FAXにて
受付

③ 課題解決



出た課題にを
担当理事に報告、
相談



理事会で報告



地区医療機関へ
報告

在宅医療介護に携わる専門職の方へ

ひらの連携 マニュアル

～ 基本編 ～



平野区在宅医療・介護連携相談支援室

協力

在宅医療ケアネットワーク委員会

るるんネット（平野区認知症等高齢者支援ネットワーク連絡会）

さまざまな場面でのなぜ？

（１）訪問診療前のなぜ？

① 介護保険申請が必要になった時の医師への連絡について

介護保険の申請には、主治医から介護を必要とする原因疾患について意見書が認定審査会に必要です。大阪市から患者の申し出のあった医療機関に意見書の依頼がされます。

- ・ 入院先の病院が連携室を通して行う場合
- ・ 地域包括支援センターに連絡が行き、かかりつけ医に依頼する場合
- ・ かかりつけ医に患者及び患者家族が依頼する場合等が考えられます。

※いずれの場合も既にケアマネがついている時は、大阪市に意見書の依頼を行ったことを、ケアマネから医療機関(医師)に伝えておきましょう。

でないと、医師は……



突然、大阪市から随分前に診た患者の介護保険認定の意見書の依頼が送付されてきた！！とびっくりします。

☞1 度来院されただけで今の状況を知らない患者さんというケースの場合、意見書を求められた医師は困ります。

事前に患者や家族、ケアマネ等から「意見書を書いてもらえますか？」等の連絡があれば医師は調整しやすいです。

【例】



ケアマネ

先生、〇〇さんの意見書を書いたいただきたいのですが……」。



〇〇さんは長い間、診ていないから、一度来れるかな？

平野区在宅医療ケアネットワーク
研修会「知ろう！わかって！
お互いの仕事」

令和2年1月25日（土）開催

